

平成25年6月19日

古賀市議会  
議長 奴 間 健 司 様

総務常任委員会  
委員長 内場 恭子

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

### 第56号議案 古賀市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、古賀市消防団の機構改革に伴い、条例の一部を改正するに当たり市議会の議決を求めるものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 変更点は、現行、副団長4人のうち1人を本部分団の本部長としていたものを、本部分団に改めることに伴い、本部分団の定員が1人減となることから、現行団員17人を18人に改めるものであるとのこと。
2. 本部分団は市職員のみで構成され、他分団をカバーする役割も担っていることから、定数の不足を生じさせないようにするための措置であるとのこと。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第60号議案 古賀市深夜花火規制条例の制定について

本案は、古賀市内の海岸や河川、公園などにおいて、周辺住民の安全で良好な生活環境を保全し、地域の静穏を保持するために、議員提案により深夜の花火を規制する条例を制定するに当たり市議会の議決を求めるものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 指定する区域内の公共の場所で深夜花火を規制するもので、禁止する時間帯を午後10時から午前6時とした理由は、2つの地域コミュニティ代表からの、市民の花火の楽しみを取り上げるべきではないとの思いを踏まえて時間帯を検討したとのこと。
2. 規制する花火の種類は、がん具煙火のうち火薬取締法施行規則第1条の5第1号ロ、ハ、ニ、ホ及びへに規定されるもので、主にロは回転するもの、ハは走行するもの、ニは飛翔するもの、ホは打ち上げるもの、へは爆発音を出すもの。危険な対象は主にロケット花火で、線香花火などは対象外とのこと。また、花火大会など、あらかじめ市長の承認を得た場合は実施できるようにしているとのこと。
3. 提出議員より、指定区域の場所としては現在のところ海岸や保安林を考えているが、将来は不特定かつ多数の者が自由に立ち入れる駐車場、空き地など民間が所有・管理する屋外の場も想定されるとのこと。対象地域や市民への周知、看板設置などの詳細は周辺住民との協議を経て規則で決めていただきたいとのこと。
4. 同席を願った執行部から、参考意見として、この条例が可決されれば、この夏に間に合うように周知などを進めたいとのこと。

#### 【意見】

(賛成意見)

・火災や騒音などの原因となる深夜の花火を規制し、住民の不安を払拭するため、また、防風林の安全を確保するためにも、この花火規制条例は必要である。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第 62 号議案 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、古賀市の市長、副市長、教育長及び一般職員の給与を時限的に減額することに伴い、関係条例の一部を改正するに当たり市議会の議決を求めるものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 国の削減要請は当初平均7.8%であったが、その後ラスパイレス指数を100に合

わせるよう求めてきた。古賀市の指数は105.4なので、5.4%程度の削減要請であるとのこと。

2. 当初予算ベースで交付税は約6,600万円減額されている。古賀市は平成15年からラスパイレス指数100を切り、第3次行財政改革で市独自に約3,600万円の減額を既に行ってきたので、この分は考慮し、残りの約3,000万円については市民に負担をお願いすることはできないので、職員の給与減額で対応する考えとのこと。
3. この期間の減額は、市長は100分の5で39万3,000円ほど。副市長は100分の3で19万円ほど、教育長も同率で18万円ほど。職員は係長級で100分の2.2、手当等も含めると7万5,000円ほどになるとのこと。
4. 職員のモチベーション維持と住民サービスが低下しないように配慮しての2.2%の削減であるとのこと。
5. 市の特別職報酬審議会条例との関係は、報酬額を扱う場合は審議会にかけるが、今回は附則による9カ月間の期間限定の改正で、報酬額自体は変わらないため、諮問には付さなかったとのこと。

#### **【意見】**

(反対意見)

・国が地方公務員の給与7.8%削減を前提とし、地方交付税を削減することを地方自治体に押しつけたことが問題。地方交付税は地方固有の財源であり、地方自治の本旨にのっとり国が責任を持って確保すべきものである。職員の給与削減を行えば、住民サービスや住民福祉の低下も考えられ、また、民間企業の賃金とも連動する地方公務員の給与削減は、地方経済にも大打撃を与え、デフレ不況の脱却とも逆行する。

#### **【審査結果】**

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。